高崎経済大学学籍に関する規程

平成27年度 規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、高崎経済大学学則(平成23年度規程第1号。以下「学則」という。)及び高崎経済大学大学院学則(平成23年度規程第2号。以下「大学院学則」という。)に基づき、学生の休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍の取扱いについて必要な事項を定める。

(休学)

- 第2条 休学を届け出る者は、休学届(様式第1号)を学長に提出しなければならない。
- 2 前期初日から休学する場合は、前年度の3月31日までに、後期初日から休学する場合は、当該年度の9月30日までに、休学届を提出するものとする。 この場合において、休学が前期又は後期の全期間にわたるときは、当該学期分の授業料は徴収しない。
- 3 前項の後期初日から休学する場合において、学則第6条第2項及び大学院学 則第4条第2項の規定により前期の終期及び後期の始期が変更されているとき は、前項中の「当該年度の9月30日までに」を「学則第6条第2項及び大学 院学則第4条第2項で規定する前期の終期までに」と読み替えるものとする。
- 4 学期の途中から休学する場合は、当該学期に係る授業料を納入しなければならない。

(復学)

- 第3条 休学期間が満了する者は、復学届(様式第2号)を学長に提出するものとする。
- 2 休学期間中に休学の理由が消滅した者は、復学願(様式第3号)を提出し、 学長の許可を得て、復学することができる。ただし、学期の途中に復学した場合は、当該学期に係る授業料を納入しなければならない。

(転学)

第4条 他大学への転学を志願する者は、転学志願届 (様式第4号) を学長に提出しなければならない。

(留学)

第5条 外国の大学等で学修することを志願する者(交換留学に関する協定に基づき派遣する者を含む。)は、留学届(様式第5号)を学長に提出しなければならない。

(退学)

- 第6条 退学を届け出る者は、退学届(様式第6号)に学生証を添えて、学長に 提出しなければならない。
- 2 授業料に未納がある者が退学を届け出た場合は、これを受理しない。

(除籍)

- 第7条 学則第40条又は大学院学則第32条の規定に該当する者は、教育研究 審議会の議を経て学長が除籍する。
- 2 学長は、除籍した者に対し、除籍通知書(様式第7号)により通知するものとする。
 - 3 学則第40条第4号又は大学院学則第32条第4号の規定に該当する者の除 籍日は、別表第1のとおりとする。

(復籍)

第8条 学則40条の2又は大学院学則第32条の2の規定に該当する者は、別に定める手続きにより学長は復籍を許可することができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、学籍に関する必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成27年5月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年2月1日第22号)

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月15日第1号)

この改正は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(平成30年12月10日第6号) この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月3日第40号) この改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

極業料の独立性知	除籍日			
授業料の納入状況	前期	後期		
全額未納の者	4 日 1 日	当該年度の後期の始期		
(分割納入者で分割初回から未納の者を含む)	4月1日			
分割納入者で分割第2回から未納の者	5月16日	11月16日		
分割納入者で分割第3回から未納の者	7月1日	1月1日		
分割納入者で分割第4回が未納の者	8月16日	2月16日		

休 学 届

高崎経済大	学長 様							
			<u>:</u>	学 生 番 号				
			<u>:</u>	学部・研究科				
				氏 名				
			,	保証人(保護	者)			
下記の理由に	より、休学す	けることを届						
			記					
【休学の	期間】	年	月 日	から	年	月	日まで	
【休 学 理	』							
【保証人承認	 告所見】							
【奨 学 金	有 無】 有	• 無 (有の場合は下	「記を記入して	てくださ	(v)		
日本学生支援	授機構(奨学 <u>生</u>	生番号:) •	その他()
※大学使用欄								
学生支援T	学生支援 T L	教務T	教務TL	教育GL	事務局	昂長		

学生部長	学部・研究科長	学長

授業料は下記のとおり納入してあります。

経理T認印	学	期	納	入	月	日	金	額	
	前期	• 後期		年	月	日			円

復 学 届

高崎経済大学長 様

学 生 番 号

学部・研究科

氏 名

保証人(保護者)

年 月 日から 年 月 日までの休学期間が満了するので、復学する ことを届出いたします。

記

【復 学 日】

年 月 日 付

学生支援T	学生支援 T L	教務T	教務TL	教育 G L	事務局長

学生部長	学部・研究科長	学長

復 学 願

点	临	怒	溶	+	学	長	様

高崎経済大学長 柞	羡				
			学 生	番 号	
			<u>学</u> 部•	研究科	
			氏	名	
				(保護者)	
年 月	日から	年		での休学期間でしたが、休学	どの理由が消
滅しましたので、行	复学することを原	願い出ます	0		
			記		
【復学希望日】		年	月	日 付	
【復 学 理 由】					
※休学の理由が病気	であった場合は、	復学願の他	に医師の診断言	書等を添付してください。	
VV 1. 24 /+ ITI 188					

学生支援T	学生支援 T L	教務T	教務TL	教育GL	事務局長

学生部長	学部・研究科長	学長

転 学 志 願 届

高崎紅	経済大学長	長 様					
				学 生 番 号			
				学部・研究科			
				<u>氏 名 名</u>			
				生年月日	年	月	目
下記の	つ理由によ	たり、!	転学することを届出い	いたします。			
				記			
【志	願	先】					
【志	願 理	曲】					

学生支援T	学生支援 T L	教務T	教務TL	教育 G L	事務局長

学生部長	学部・研究科長	学長

留 学 届

田一十二四			
高崎経済大学長 様			
	学 生 番 号		
	学部・研究科		
	氏 名		
	保証人 (保護者)		
下記のとおり、留学することを届出いたします。			
	記		
【留学期間】年月	日から 年 月 日まで		
【留 学 先 国 名】			
【留学先大学名】			
【海外で滞在予定の住所・ホテル名】			
【海外で使用可能なメールアドレス】			
【海外で着信可能な電話番号】			

国際交流 支 援 T	国際交流 支援 T L	教育 G L	事務局長

学部・研究科長	学長
	学部・研究科長

退 学 届

高崎経済大学長 様			
		学 生 番	号
		学部・研究	 宅科
		氏	名
		保証人(保	永護者)
下記の理由により、退学することを届	出いたしま	す。	
	Ē	Ţ	
【退学年月日】	年	月	日 付
【退 学 理 由】			
【保証人承諾所見】			
※学生証は必ず添付してください。			
※ 大 学 使 田 欄			

学生支援T	学生支援TL	教務T	教務TL	教育 G L	事務局長

学生部長	学部・研究科長	学長

第 号 年 月 日

様

高崎経済大学 学長

除籍通知書

高崎経済大学学則第 条第 号及び高崎経済大学学籍に関する規程第 条の規定に基づき、下記のとおり除籍を決定したので通知します。

記

- 1 学生番号
- 2 氏 名
- 3 除籍の理由
- 4 除籍年月日 年 月 日